



つくばみらい市告示第 18 号

つくばみらい市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 5 年 3 月 10 日

つくばみらい市長 小 田 川 浩



つくばみらい市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市徘徊高齢者家族支援サービス事業実施要綱（平成 18 年つくばみらい市告示第 40 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱

第 1 条中「徘徊行動の見られる認知症の高齢者」を「認知症により外出後に行方不明となる可能性のある高齢者等」に、「徘徊高齢者」を「認知症高齢者等」に改める。

第 2 条第 1 号中「徘徊高齢者」を「認知症高齢者及び初老期における認知症により介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 19 条第 1 項に規定する要介護認定等を受けている第 2 号被保険者」に改める。

第 3 条中「徘徊高齢者家族支援事業サービス業務」を「認知症高齢者等探索支援サービス事業業務」に改める。

第 4 条第 1 項中「徘徊高齢者家族支援サービス利用申請書」を「認知症高齢者等探索支援サービス利用申請書」に改める。

第 5 条第 1 項中「徘徊高齢者家族支援サービス利用決定通知書」を「認知症高齢者等探索支援サービス利用決定通知書」に、「徘徊高齢者家族支援サービス利用却下通知書」を「認知症高齢者等探索支援サービス利用却下通知書」に改め、同条第 3 項中「徘徊高齢者家族支援サービス事業に関する覚書」を「認知症高齢者等探索支援サービス事業に関する覚書」に改める。

第 6 条第 1 項中「徘徊高齢者」を「認知症高齢者等」に改める。

別表中「つくばみらい市徘徊高齢者家族支援サービス事業」を「つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業」に改める。

様式第 1 号から様式第 4 号までを次のように改める。

年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所  
申請者  
(利用者)氏 名

認知症高齢者等探索支援サービス利用申請書

認知症高齢者等探索支援サービスを利用したいので、つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱第4条の規定により申請します。

対象者	氏 名		性 別		
	住 所	つくばみらい市			
	生年月日	年 月 日 ( 歳)			
	本人の 状 況	ペースメーカー	使用している・使用していない		
		要介護認定の有無	有(要介護1、2、3、4、5)・無		
道迷いの頻度		/ 回程度			
道迷い時の状態					
利用者	氏 名		続柄		
	住 所				
	電話番号		FAX番号		
同意書	つくばみらい市認知症高齢者探索支援サービスの利用決定を受けるに当たって、市が私の属する世帯の市民税課税状況について調査することに同意します。  年 月 日 住 所 氏 名				
備考					

備考

- 1 ペースメーカーを装着している方は、対象者から除かれます。
- 2 端末機等を携帯している対象者と判別できる写真(2枚)を添付してください。

年 月 日

様

つくばみらい市長



認知症高齢者等探索支援サービス利用決定通知書

年 月 日付で申請のあった、つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービスの利用について、次のとおり決定しましたので通知します。

対象者氏名			
対象者住所			
利用決定日			
利 用 料 負 担			
基本料金(月額)	無料	1,200 円/月 (税抜)	
情報取得料	電話使用	無料	200 円/回 (税抜)
	インターネット使用	無料	
緊急対処員派遣サービス利用料	無料	10,000 円/回 (税抜)	

備考

- 1 利用料については、指定する事業者への支払となります。
- 2 利用料金の支払方法については、事業者の指示によってください。

様式第3号(第5条関係)

年 月 日

様

つくばみらい市長



認知症高齢者等探索支援サービス利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった、つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービスの利用について、次のとおり却下しましたので通知します。

対象者氏名	
対象者住所	
理 由	

様式第4号(第5条関係)

認知症高齢者等探索支援サービス事業に関する覚書

つくばみらい市認知症高齢者等探索支援サービス事業実施要綱(以下「要綱」という。)  
第5条第3項の規定に基づき、貸与者 つくばみらい市長(以下「甲」という。)と利用者  
(以下「乙」という。)とは、次の条項により、覚書を締結する。

(端末機等の貸与)

第1条 甲は、乙に端末機1台及び附属品(充電器及びバッテリーをいう。)1セット(以下「端  
末機等」という。)を貸与する。

2 甲は、乙に端末機等を貸与するときは、つくばみらい市役所において当該端末機等を貸  
与するものとする。

(遵守事項)

第2条 乙は、端末機等を善良な管理者の注意をもって利用及び保管するとともに、他の目  
的に利用し、譲渡し、転貸し、若しくは改造し、又は担保に供しないものとする。

2 乙は、端末機等を実際に携帯する認知症高齢者等(以下「対象者」という。)が前項の規  
定を遵守するよう配慮しなければならない。

(費用の負担)

第3条 乙は、端末機等の利用に係る月ごとの基本料金、情報の取得及び緊急対処員の派遣  
に係る費用を、要綱第8条の規定に基づき、次表のとおり事業者負担するものとする。

料 金 区 分		負 担 区 分	
基本料金(月額)		無料	1,200円/月(税別)
情報取得料	電話使用	無料	200円/回(税別)
	インターネット使用	無料	
緊急対処員派遣サービス利用料		無料	10,000円/回(税別)

(変更の報告)

第4条 乙は、乙又は対象者の氏名及び住所その他当該端末機等の貸与に伴い甲に対し提出  
した書類の内容に変更があったときは、速やかに甲に連絡するものとする。

(端末機等の返還)

第5条 乙は、次のいずれかに該当したときは、端末機等を市長に返還するものとする。

- (1) 対象者が死亡し、又は転出したとき。
- (2) 対象者が常時介護者の観察が必要な状態でなくなったとき。
- (3) 端末機等の利用の中止を希望するとき。
- (4) 乙が偽りその他不正の行為により申請を行ったと認められ、又は利用の状況が著しく  
不当と認められ、当該申請に係る利用の決定を取り消されたとき。

(損害賠償)

第6条 乙は、乙又は対象者が端末機等の全部又は一部を破損し、又は滅失したときは、直ちに甲にその状況を報告するとともに、その損害に係る費用を負担するものとする。

(補則)

第7条 要綱及びこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議して別に定めるものとする。

この覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

甲 茨城県つくばみらい市福田195番地  
つくばみらい市長

印

乙

印

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。